

「取引参加者規程」等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

・ 取引参加者規程の一部改正新旧対照表	1
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	2
・ 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	4
・ 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表	5
・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	7
・ 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	9

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(届出事項)</p> <p>第21条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめその内容を当取引所に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 合併及び<u>破産手続開始の決定</u>以外の事由による解散</p> <p>(4)～(15) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成17年1月1日から施行する。</p> <p>2 平成16年12月31日までにされた破産の申立てにより平成17年1月1日以後にされた破産の宣告については、破産手続開始の決定とみなす。</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第21条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめその内容を当取引所に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 合併及び<u>破産</u>以外の事由による解散</p> <p>(4)～(15) (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧
対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～p (略)</p> <p>q <u>破産手続開始</u>、再生手続開始又は更生手続開始の申立て</p> <p>r～ag (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～g (略)</p> <p>h 債権者その他の当該上場会社以外の者による<u>破産手続開始</u>、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告(以下「<u>破産手続開始の申立て等</u>」という。)</p> <p>i (略)</p> <p>j 親会社に係る<u>破産手続開始</u>の申立て等</p> <p>k 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、<u>破産手続開始</u>の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。</p> <p>l～v (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当するもの</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～p (略)</p> <p>q 破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て</p> <p>r～ag (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～g (略)</p> <p>h 債権者その他の当該上場会社以外の者による<u>破産</u>、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告(以下「<u>破産の申立て等</u>」という。)</p> <p>i (略)</p> <p>j 親会社に係る<u>破産</u>の申立て等</p> <p>k 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、<u>破産</u>の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。</p> <p>l～v (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当するもの</p>

を除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a～k (略)

l 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

m～r (略)

(2) 上場会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合

a～d (略)

e 債権者その他の当該子会社以外の者による破産手続開始の申立て等

f (略)

g 孫会社に係る破産手続開始の申立て等

h 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

i～l (略)

(3) (略)

3～8 (略)

付 則

この改正規定は、平成17年1月1日から施行する。

を除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a～k (略)

l 破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

m～r (略)

(2) 上場会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合

a～d (略)

e 債権者その他の当該子会社以外の者による破産の申立て等

f (略)

g 孫会社に係る破産の申立て等

h 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

i～l (略)

(3) (略)

3～8 (略)

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) <u>破産</u>手続、再生手続、更生手続又は整理</p> <p>上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、当取引所が適当と認める再建計画の開示を行った場合には、当該再建計画を開示した日の翌日から1か月間の上場時価総額が5億円以上とならないとき。</p> <p>(8)~(16) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年1月1日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) <u>破産</u>、再生手続、更生手続又は整理</p> <p>上場会社が法律の規定に基づく会社の破産、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、当取引所が適当と認める再建計画の開示を行った場合には、当該再建計画を開示した日の翌日から1か月間の上場時価総額が5億円以上とならないとき。</p> <p>(8)~(16) (略)</p>

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第14条 規程第22条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>破産</u>手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは清算開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき又はこれらの申立てが行われた事実を知ったとき。</p> <p>(6)～(14) (略)</p> <p>(15) 国内の他の証券取引所又は有価証券の売買若しくは外国市場証券先物取引を行っている外国の取引所(以下「<u>外国の証券取引所等</u>」という。)に加入又は脱退したとき(取引資格を取得したとき又は喪失したときを含む。)</p> <p>(16) 所属の国内の他の証券取引所、<u>外国の証券取引所等</u>、国内の金融先物取引所若しくは<u>金融先物取引等</u>を行っている<u>外国の取引所</u>又は証券業協会(これに相当する外国の団体を含む。)若しくは金融先物取引業協会(これに相当する外国の団体を含む。)の処分を受けたとき。</p> <p>(17) 役員が法第28条の4第1項第9号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p><u>(18) 証券会社の主要株主(法第28条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。)にあっては、主要株主が法第28条の4第1項第10号イ若しくはロ又は第11号イから八までに掲げる者のいずれかに該当することとなったとき。</u></p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第14条 規程第22条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>破産</u>、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは清算開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき又はこれらの申立てが行われた事実を知ったとき。</p> <p>(6)～(14) (略)</p> <p>(15) 国内の他の証券取引所又は有価証券の売買若しくは外国市場証券先物取引を行っている外国の取引所(以下「<u>外国証券取引所等</u>」という。)に加入又は脱退したとき(取引資格を取得したとき又は喪失したときを含む。)</p> <p>(16) 所属の国内の他の証券取引所、<u>外国証券取引所等</u>、国内の金融先物取引所若しくは<u>外国金融先物取引所等</u>又は証券業協会(これに相当する外国の団体を含む。)若しくは金融先物取引業協会(これに相当する外国の団体を含む。)の処分を受けたとき。</p> <p>(17) 役員が法第28条の4第9号イからへまでに掲げる者のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(新設)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) (略)</p>

(26) (略)

(25) (略)

付 則

この改正規定は、平成17年1月1日から施行する。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) <u>破産</u>手続、再生手続、更生手続又は整理</p> <p>a 第7号に規定する「上場会社が法律の規定に基づく会社の<u>破産</u>手続、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至った場合」とは、上場会社が、法律に規定する<u>破産</u>手続、再生手続、更生手続又は整理の原因があることにより、<u>破産</u>手続、再生手続、更生手続又は整理を必要と判断した場合をいう。</p> <p>b~e (略)</p> <p>(8)~(13) (略)</p>	<p>1 第2条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) <u>破産</u>、再生手続、更生手続又は整理</p> <p>a 第7号に規定する「上場会社が法律の規定に基づく会社の<u>破産</u>、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至った場合」とは、上場会社が、法律に規定する<u>破産</u>、再生手続、更生手続又は整理の原因があることにより、<u>破産</u>、再生手続、更生手続又は整理を必要と判断した場合をいう。</p> <p>b~e (略)</p> <p>(8)~(13) (略)</p>
<p>4 第4条(上場廃止前の取扱い)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い</p> <p>前(1)の規定により当取引所が必要であると認めた銘柄の売買の期間は、次のaからdまでに定めるほか、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>a (略)</p> <p>b 第2条第7号(第2条の2第5号による場合を含む。)に該当(上場会社が<u>破産</u>手続開始の決定を受けている場合に限る。)することとなった銘柄又は同条第8号(第2条の2第5号による場合を含む。)のうち1(8)bの(c)の規定に該当することとなった銘柄(解散の効力の発生の日が、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内である場合に限る。)については、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して原則として10日間(休業日を除外する。)(解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日まで)とする。</p>	<p>4 第4条(上場廃止前の取扱い)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い</p> <p>前(1)の規定により当取引所が必要であると認めた銘柄の売買の期間は、次のaからdまでに定めるほか、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>a (略)</p> <p>b 第2条第7号(第2条の2第5号による場合を含む。)に該当(上場会社が<u>破産</u>宣告を受けている場合に限る。)することとなった銘柄又は同条第8号(第2条の2第5号による場合を含む。)のうち1(8)bの(c)の規定に該当することとなった銘柄(解散の効力の発生の日が、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内である場合に限る。)については、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して原則として10日間(休業日を除外する。)(解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日まで)とする。</p>

c・d (略)

c・d (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 平成16年12月31日までにされた破産の申立てにより平成17年1月1日以後にされた破産の宣告については、破産手続開始の決定とみなす。

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(投資信託委託業者が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 受益証券特例第6条第2項第6号に規定する事項には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>破産</u>手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年1月1日から施行する。</p>	<p>(投資信託委託業者が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 受益証券特例第6条第2項第6号に規定する事項には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>破産</u>、再生手続開始又は更生手続開始の申立て</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>5 (略)</p>